

# 1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (H18.4.1~H19.3.31)

区 分	競 争 試 験		
	男 性	女 性	計
一般行政職	2人	1人	3人
技能労務職	0人	0人	0人
計	2人	1人	3人

(2) 職員の退職状況 (H18.4.1~H19.3.31)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
2人	3人	0人	0人	5人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 事 由	
	18年	19年			
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	24	28	4	文書・法規事務等の事務量の増 育休予定者を総務政策課付の扱いとする増
	税 務	8	7	△ 1	機構改革に伴う減
	民 生	10	9	△ 1	機構改革に伴う民生一 般の減
	衛 生	5	4	△ 1	機構改革に伴う保健セ ンターの減
	農林水産	8	8	0	
	商 工	1	1	0	
	土 木	9	8	△ 1	機構改革に伴う都市計 画一般の減
小 計	67	67	0		
特 別 行 政 部 門	教 育	20	20	0	
	消 防	—	—	—	
	小 計	20	20	0	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	6	5	△ 1	機構改革に伴う減
	そ の 他	8	8	0	[内訳] 国保3、老健1、農業 共済1、介護保険3 計8人
	小 計	20	19	△ 1	
合 計	107	106	△ 1		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、臨時および非常勤職員を除いています。

「吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、そのあらましをお知らせします。

# 町の人事行政の運営状況をお知らせします



(5) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		吉 岡 町	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大 学 卒	170,200円	170,200円
	高 校 卒	142,800円	138,400円

(4) 定員適正化計画の状況

計画期間：3ヵ年（平成17年～19年）

区 分	一般行政	特別行政	公営企業等	計
平成17年	(64) 67人	(22) 23人	(20) 21人	(106) 111人
平成18年	(67) 67人	(20) 22人	(20) 21人	(107) 110人
平成19年	(67) 66人	(20) 22人	(19) 20人	(106) 108人

(注) ( ) 内は、職員数の実績です。

(6) 級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事補	主 事	主 任 係	係 長 室長補佐	室 長 総括室長	総括室長 課 長	
職員数 (人)	6	15	47	11	17	10	106
構成比 (%)	5.7	14.2	44.3	10.4	16.0	9.4	100

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (H19.4.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 17年度の人件費比率
18年度	18,590人	千円 5,028,461	千円 259,089	千円 855,969	% 17.0	% 17.1

(注) 人件費には、特別職など(町3役・教育長・議会議員・消防団員などの非常勤特別職)に支給される給料、報酬などを含みます。

(7) 職員手当の状況 (期末・勤勉手当) (平成18年度支給割合)

町		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期 1.40月分	6月期 0.725月分	6月期 1.40月分	6月期 0.725月分
12月期 1.60月分	12月期 0.725月分	12月期 1.60月分	12月期 0.725月分
計 3.00月分	計 1.45月分	計 3.00月分	計 1.45月分

(2) 職員給与費の状況 (全会計当初予算)

区 分	職員数 A	給 与 費			1人当りの給与額 (B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
19年度	106人	千円 402,685	千円 48,864	千円 163,917	千円 615,466	千円 5,806

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(8) 特別職の報酬などの状況 (平成19年7月1日現在)

	区 分	月 額	期 末 手 当
給 料	町 長	609,000円	6月期 2.125月分
	副 町 長	533,000円	12月期 2.325月分
	教 育 長	514,000円	計 4.45月分
報 酬	議 長	278,000円	6月期 2.125月分
	副 議 長	212,000円	12月期 2.325月分
	議 員	190,000円	計 4.45月分

(注) 期末手当は平成18年度支給割合です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(平成19年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 315,900	円 367,100	歳 月 42.9

(4) 職種別の平均給料月額、平均経験年数および平均年齢の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	職員数		平均給料月額		平均経験年数		平均年齢	
	18年	19年	18年	19年	18年	19年	18年	19年
一 般 行 政 職	人 98	人 97	百円 3,261	百円 3,171	年月 21.4	年月 20.5	歳月 42.4	歳月 41.8
技 能 労 務 職	9	9	2,998	3,035	26.5	27.5	52.8	53.8

## 6 職員の研修の状況

◆職員の研修の状況 (H18.4.1～H19.3.31)

研修名	研修回数	参加者数
階層別職員研修	2回	5人
能力開発・向上研修	9回	11人

## 7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策 (H18.4.1～H19.3.31)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	74人
定期健康診断	31人

(2) 公務災害補償の概要

常勤職員の公務上の災害または通勤途上の災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金が認定と補償を行っています。

平成18年度については、該当はありませんでした。

(3) 互助会等（吉岡町職員組合）に対する助成の状況

項目	金額等	備考
①職員組合に対する助成金額	742千円	
②職員による掛金の額	3,668千円	平成17年10月から平成18年9月まで
③公費負担率①／(①+②)	16.8%	
④職員一人あたりの補助金額 ①／職員数(106人)	7千円	職員数 平成18年9月現在

## 8 勤務条件に関する措置要求の状況

(H18.4.1～H19.3.31)

措置要求件数	0件
--------	----

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、町当局により適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

## 9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(H18.4.1～H19.3.31)

不利益処分に関する不服申立て件数	0件
------------------	----

(注) 職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (H18.1.1～H18.12.31)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,312日	1,124日	110人	10.2日	26.1%

(3) 育児休業の状況 (H18.4.1～H19.3.31)

区分	男	女
平成18年度に育児休業を取得した者	0人	2人
前年度から引き続いている者	0人	1人

## 4 職員の分限および懲戒処分の状況

◆処分者数 (H18.4.1～H19.3.31)

処分の内容		処分者数
分限処分	免職	0人
	降任	0人
	休職	0人
	降給	0人
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

(注) 1. 分限処分とは、公務能率の維持およびその適正な運営を確保する目的から一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分です。  
2. 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の道義的責任の追及を目的として行われる不利益処分です。

## 5 職員のサービスの状況

◆服務規律の確保

地方公務員法第30条で「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、飲酒運転防止の徹底および吉岡町長選挙などにおける服務規律の確保について全職員に対し指導を行いました。